

令和8年2月 定例会 予算特別委員会 資料

議案第1号

令和8年度 北九州市一般会計予算について（消防局所管分）

- | | |
|--------------|---------|
| 1 歳入予算額 | ・・・P2 |
| 2 歳出予算額 | ・・・P2 |
| 3 消防局主要事業の概要 | ・・・P3～4 |

議案第66号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について ・・・P5～6

消 防 局

議案第1号

令和8年度北九州市一般会計予算（消防局所管分）について

1 歳入予算額

（単位：千円）

款	項	目	節	令和8年度	令和7年度	比較
17	1	11	1 消防使用料	1,250	799	451
	2	9	1 消防手数料	41,646	42,563	▲ 917
18	1	3	1 消防費負担金（国）	19,702	7,518	12,184
	2	11	1 消防費補助金（国）	12,665	2,365	10,300
	3	6	1 消防費委託金（国）	3,000	3,000	0
19	2	8	1 消防費補助金（県）	143,809	135,809	8,000
20	1	1	1 土地貸付収入	2,098	2,018	80
			2 建物貸付収入	5,282	5,752	▲ 470
22	1	5	1 市民太陽光発電所特別会計繰入金	5,900	3,000	2,900
	2	15	1 SDGs未来基金繰入金	23,160	23,367	▲ 207
	2	17	1 退職手当基金繰入金	125,000	0	125,000
24	6	4	30 消防費雑入	134,379	112,378	22,001
25	1	10	1 消防債	1,027,300	937,100	90,200
計				1,545,191	1,275,669	269,522

2 歳出予算額

12款1項 消防費

（単位：千円）

目	令和8年度	令和8年度の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 消防職員費	10,571,766 (710,584)	0	0	137,654	10,434,112	消防関係職員給与費
2 常備消防費	989,177 (86,555)	78,702	0	129,790	780,685	○常備活動経費 297,619 ○予防行政経費 37,033 ○職員研修経費 83,218 ○その他経費 571,307
3 非常備消防費	412,123 (11,010)	8,227	0	71,271	332,625	消防団活動に要する経費
4 消防施設費	1,559,795 (176,308)	92,247	1,027,300	0	440,248	○常備消防施設整備費 1,348,919 ・車両購入経費等 1,054,564 ・その他経費 294,355 ○非常備消防施設整備費 210,876
計	13,532,861 (984,457)	179,176	1,027,300	338,715	11,987,670	

（ ）は前年度比

3 消防局主要事業の概要

(単位：千円)

事務事業名	事業概要	予算額
あらゆる災害に対応するための消防体制の整備		
① 消防体制の充実強化 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	大規模災害への備えとして、ザイル器具、化学防護服、泡消火剤等の資器材を整備する。 また、消防隊員の熱中症発症リスクを最大限に抑え、過酷な状況下でも活動能力を維持・向上させるため熱中症対策用の資器材を整備する。	91,701
② 消防職員の人材育成・能力向上 【2目 常備消防費】	消防職員に必要な資格を取得させるとともに、専門知識や技術の向上を図るなど、計画的な人材育成を図る。	67,878
③ 消防施設の整備 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	消防施設の長寿命化を図るため、外壁改修工事などを計画的に進める。また、第三者所有方式による省エネ機器を導入した消防施設において、カーボンニュートラルを継続・推進していく。 ◆小倉南消防署（改修工事） 他5施設	194,151
④ 消防車両等の整備 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	消防活動に必要となる水槽付消防ポンプ自動車や救助工作車など、計9台の車両を更新する。 また、消防団車両として消防ポンプ自動車など、計6台の車両を更新する。	927,818 (他に債務負担 319,990)
救急体制の強化		
⑤ 救急体制の充実強化 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	「患者情報管理システム」を導入し、患者情報を早期に医療機関と共有することで救急搬送の迅速化を図る。 救急車3台を更新し、救急救命士6人を養成する。	226,997
⑥ 救急活動の質の向上 【2目 常備消防費】	より多くの命を救うため、医療機関との緊密な連携により、医師による専門性の高い指導・助言を受けることで、救急活動の質の向上を図る。	7,399
⑦ 市民による応急手当の普及啓発活動の推進 【2目 常備消防費】	市民による救命技術の向上を図るため、応急手当の普及啓発活動を推進する。	856

3 消防局主要事業の概要

(単位：千円)

事務事業名	事業概要	予算額
火災予防対策の強化		
⑧ 火災予防対策の強化 【2目 常備消防費】	市民の防火意識を醸成するため、地域ぐるみの防火訓練や映像を用いた啓発活動を行うなど、効果的な火災予防の普及啓発を推進する。	11,701
⑨ 防火査察の強化 【2目 常備消防費】 【4目 消防施設費】	火災時に人命危険が高い建物や、火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危険性が高い地域内の木造飲食店に対する違反是正の強化を行います。	22,212
地域における災害対応力の向上		
⑩ 消防団の充実強化 【3目 非常備消防費】 【4目 消防施設費】	老朽化した消防団施設の建替えを計画的に進めるとともに、防火服やヘルメット、安全靴など、装備の充実を図る。また、消防団員の活動を積極的にPRするなど、消防団への入団促進を図る。 ◆若松消防団第5分団本部（移転新築：若松区宮丸）	334,691
⑪ いきいき安心訪問の推進 【3目 非常備消防費】	高齢者の安全・安心の向上を図るため、消防団員が一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災などの啓発や、簡単な身の回りのお世話、福祉相談の関係機関への伝達などを行う。 ◆令和8年度の訪問予定数 2,240世帯	5,600
⑫ 市民防災活動への支援 【2目 常備消防費】	災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域の自主防災力を向上させるため、「市民防災会」をはじめとした地域の防火・防災活動を支援し、活発な実践例やノウハウなど、役立つ知識が全市的に普及していくよう取り組む。	6,482
⑬ あんしん通報システムの運用 【2目 常備消防費】	高齢者世帯等を対象として、火災センサーの感知やボタンを押すことで緊急通報できる装置を設置し、緊急時、より迅速に消火・救急活動ができる体制づくりに取り組む。	981 ※上記の他、 保健福祉局所管分 (介護保険特別会計) 49,920

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 改正理由

本市の消防団員等に係る公務災害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）で定める基準に従い、北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号。以下「条例」という。）で定めている。

令和7年12月24日に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部が改正されたことを受け、基準政令で定める非常勤の消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（以下「補償基礎額」という。）及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されることとなったため、条例についても同様の改正を行うものである。

2 改正内容(条例第3条第2項及び第3項関係)

(1)別表に規定する補償基礎額を次のとおり改定する。

(条例第3条第2項第1号、別表関係)

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	12,900円 → <u>13,340円</u>	13,700円 → <u>14,170円</u>	14,500円 → <u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	11,300円 → <u>11,670円</u>	12,100円 → <u>12,500円</u>	12,900円 → <u>13,340円</u>
部長、班長及び団員	9,700円 → <u>10,000円</u>	10,500円 → <u>10,840円</u>	11,300円 → <u>11,670円</u>

(2)消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。(条例第3条第2項第2号関係)

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定する。(条例第3項関係)

条例第3条第3項		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額	100円	383円	217円			
令和8年度	(日額)	<u>廃止</u>	<u>433円</u>	217円			

3 施行期日

令和8年4月1日(基準政令の施行期日と同日)